

基安労発 0926 第 3 号
平成 23 年 9 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR(FPD)写真及び
CR 写真の取扱い等について」の一部改正について

じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に基づくじん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定（以下「じん肺健康診断等」という。）において用いられるエックス線写真に関して、デジタル写真である「半導体平面検出器を搭載した一般撮影装置による写真」（以下「DR(FPD)写真」という。）及び Computed Radiography による写真（以下「CR 写真」という。）については、平成 22 年 6 月 24 日付け基安労発 0624 第 1 号「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR(FPD)写真及び CR 写真の取扱い等について」において、その留意事項等を示しているところである。

今般、じん肺健康診断等における胸部エックス線写真の像の区分の判定において、新たに「じん肺標準エックス線写真集」（平成 23 年 3 月）が使用できるようになったことから、じん肺健康診断等に用いるエックス線写真が DR(FPD)写真及び CR 写真である場合の留意事項等を下記のとおり改めたので、その実施及び貴管下の関係医療機関への周知につき遺憾なきを期されたい。

なお、別記の団体に対しては、関係医療機関等への周知のため別紙のとおり要請を行ったので、了知されたい。

記

- 1 平成 22 年 6 月 24 日付け基安労発 0624 第 1 号の改正内容について
 - (1) 記第 2 の 3 において、「判定は、」の次に「別紙「DR(FPD)撮像表示条件確認表」及び別紙「CR 撮像表示条件確認表」において、比較読影に用いた写真として、「じん肺標準エックス線写真集（平成 23 年 3 月）電子媒体版」が選択されている場合は「じん肺標準エックス線写真集」（平成 23 年 3 月）

フィルム版を、「じん肺標準エックス線フィルム（昭和 53 年）」が選択されている場合は」を加える。

- (2) じん肺健康診断等において、DR(FPD)写真及び CR 写真を用いる場合の各種条件を示した別紙「DR(FPD)撮像表示条件確認表」及び別紙「CR 撮像表示条件確認表」に、比較読影に用いた写真（「じん肺標準エックス線写真集（平成 23 年 3 月）電子媒体版」又は「じん肺標準エックス線フィルム（昭和 53 年）」）を記入する欄を加える。

2 その他

- (1) 別添「じん肺健康診断等のための DR(FPD)撮像表示条件」並びに従来示してきた DR(FPD)写真及び CR 写真の撮像表示条件については変更がないことから、これらの条件で撮影された DR(FPD)写真又は CR 写真については、従前の確認表に比較読影に用いた写真（「じん肺標準エックス線写真集（平成 23 年 3 月）電子媒体版」又は「じん肺標準エックス線フィルム（昭和 53 年）」）を追記しても差し支えないこととする。
- (2) 上記 1 の内容については、平成 23 年 10 月 1 日以降にじん肺管理区分決定の申請を行うものに対して適用する。

(別添 別紙 略)